

「廃棄電器・電子製品処理基金の徴収・使用に関する管理弁法」

配布に関する通知

財綜 [2012]34 号

各省、自治区、直轄市人民政府及び国務院各部門、各委員会、各直属機関：

「廃棄電器・電子製品処理基金の徴収・使用に関する管理弁法」が国務院にて承認されたので、ここに配布する。真摯に実施されたい。

別紙：廃棄電器・電子製品処理基金の徴収・使用に関する管理弁法

財政部 環境保護部 国家発展改革委員会

工業情報化部 税関総署 国家税務総局

二〇一二年五月二十一日

別紙：

廃棄電器・電子製品処理基金の徴収・使用に関する管理弁法

第一章 総 則

第一条 廃棄電器・電子製品処理基金の徴収・使用に関する管理を規範化するため、「廃棄電器・電子製品回収処理管理条例」（国務院令第 551 号、以下「条例」と称す）の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 廃棄電器・電子製品処理基金（以下「基金」と称す）は、国が廃棄電器・電子製品の回収処理を促進するために設立する政府系基金である。

第三条 基金は全額を中央国庫に納め、中央政府系基金の予算管理に組み込み、専用費目として使用し、年末の剰余金は次年度に繰り越して継続して使用する。

第二章 徴収管理

第四条 電器・電子製品の生産者、輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人は、本弁法の規定に基づいて、基金の納付義務を履行するものとする。

電器・電子製品の生産者には自主ブランド生産企業及びOEM生産企業を含む。

第五条 基金は電器・電子製品生産者、販売あるいは輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人が輸入した電器・電子製品の数量に基づいてそれぞれ金額を決定し徴収する。

第六条 基金の徴収範囲に組み込む電器・電子製品については「廃棄電器・電子製品処理目録」（以下「目録」と称す）に基づくものとする。具体的な徴収範囲と基準については別紙を参照すること。

第七条 財政部は、環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部と共に、廃棄電器・電子製品回収処理補助資金の実際の需要に基づき、関連企業と業界団体の意見を聞いた上で、適時基金の徴収基準を調整する。

第八条 電器・電子製品生産者が納付すべき基金については、国家税務局が徴収する責任を負う。輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人が納付すべき基金については、税関が徴収する責任を負う。

第九条 電器・電子製品生産者は四半期ごとに基金を申告し納付する。

国家税務局は電器・電子製品生産者から徴収した基金に対し、税収徴収管理規定を適用する。

第十条 輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人は、商品の輸入申告をする際に基金を納付する。

税関は、基金の徴収と国庫への保管及びその管理については、関税の徴収と国庫への保管及び管理に関する規定に基づいて行う。

第十一条 資源の総合利用と無害化処理に資する設計案を採用し、環境及びリサイクル性に配慮した材料を用いて生産した電器・電子製品については、徴収基金を減額できるものとする。具体的な方法については、財政部が環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部、税務総局、税関総署と共に別途制定する。

第十二条 電器・電子製品生産者が輸出用に生産する電器・電子製品は、その基金の徴収を免除する。電器・電子製品生産者は「中華人民共和國税関輸出商品通関書類」に記載した輸出製品の名称と数量に基づき、国家税務局に対し、基金の納付が必要な製品の販売数から控除を申請する。

第十三条 電器・電子製品生産者が輸入する電器・電子製品で、すでに基金を納付済みのものは、国内で販売する際に、その基金の徴収を免除する。電器・電子製品生産者は「中華人民共和國税関輸入製品通関書類」と「輸入廃棄電器・電子製品処理基金納付書」に記載された輸入製品の名称と数量に基づき、国家税務局に対し、基金の納付が必要な製品の販売数から控除を申請する。

第十四条 基金収入は政府収支分類科目において、103 類 01 項 75 号「廃棄電器・電子製品処理基金収入」（新規追加）に記載されている関連明細科目とする。

第十五条 いかなる地区、部門、機関も国務院の承認または許可を得ず、みだりに基金の減免をしてはならず、基金徴収の対象、範囲、基準の変更をしてはならない。

第十六条 電器・電子製品の生産者、輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人は、納付した基金を生産経営コストとして計上するものとし、納税所得額を計算する際に控除を認める。

第三章 使用管理

第十七条 基金の使用範囲には以下のものを含む。

(一) 廃棄電器・電子製品回収処理費用の補助。

(二) 廃棄電器・電子製品の回収処理と電器・電子製品生産販売情報管理システムの構築、及び関連情報の収集と発信に関する支出。

(三) 基金の徴収管理における経費の支出。

(四) 財政部の承認を得た、廃棄電器・電子製品の回収処理に関するその他の支出。

第十八条 「条例」及び「廃棄電器・電子製品処理資格許可管理弁法」(環境保護部令第13号)の規定に基づき、廃棄電器・電子製品処理資格を取得した企業(以下「処理企業」と称す)は、「目録」に記載されている廃棄電器・電子製品を処理し、基金補助金を申請することができる。

基金補助金を支給する処理企業のリストは、財政部、環境保護部が、国家発展改革委員会、工業情報化部と共に社会に公表する。

第十九条 国は電器・電子製品の生産者が自ら「目録」に記載されている廃棄電器・電子製品の回収処理を行うことを奨励する。各省(区、市)の環境保護主管部門は、当該地区の廃棄電器・電子製品処理発展計画を策定するにあたり、電器・電子製品生産者が処理企業を設立することを優先的に支援するものとする。

第二十条 処理企業に対し、実際に解体処理を完了した廃棄電器・電子製品の数に基づいて金額を決定し、補助金を支給する。

基金補助金の基準は以下の通りとする。テレビ85元/台、冷蔵庫80元/台、洗濯機35元/台、室内空調機35元/台、パソコン85元/台。

上記の実際に解体処理が完了した廃棄電器・電子製品とは完成品を指し、部品や構成部品は含まない。

財政部は、環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部と共に、廃棄電器・電子製品回収処理コストの変化に基づき、関連企業と業界団体の意見を聞いた上で、適時基金補助金の基準を調整する。

第二十一条 処理企業が解体処理した廃棄電器・電子製品は、国の資源综合利用、環境保護に関する要件及び関連技術規範に適合しなければならず、環境保護部の制定する審査方法に基づいて廃棄電器・電子製品の解体処理数の確認が終わるまでは、基金補助金を受け取ることができない。

第二十二条 処理企業は、四半期ごとに解体処理済み廃棄電器・電子製品の種類と数量の

統計を取り、「廃棄電器・電子製品分解処理状況表」に記入し、毎四半期終了の翌月 5 日までに各省（区、市）の環境保護主管部門に提出する。

第二十三条 処理企業が「廃棄電器・電子製品解体処理状況表」を提出する際は、同時に以下の資料を提出するものとする。

- (一) 廃棄電器・電子製品の入庫及び出庫記録表
- (二) 廃棄電器・電子製品の解体処理作業記録表
- (三) 廃棄電器・電子製品の解体部品の入庫及び出庫記録表
- (四) 廃棄電器・電子製品の解体部品の販売証書または処理証明書。

関連表及び証書は環境保護部の所定の様式に従って提出すること。

第二十四条 各省（区、市）の環境保護主管部門は、処理企業が提出する「廃棄電器・電子製品分解処理状況書」及び関連資料を受領後、審査作業を開始し、毎四半期終了の翌月末までに、審査意見と処理企業が記入した「廃棄電器・電子製品解体処理状況書」とともに、書面にて環境保護部に報告する。

環境保護部は、各省（区、市）の環境保護主管部門が報告する状況について事実確認を行い、各処理企業の解体処理済み廃棄電器・電子製品の種類と数量を確認し、まとめて財政部に提出する。

財政部は、環境保護部が提出する廃棄電器・電子製品の解体処理の種類と数量及び基金補助金の基準に基づき、各処理企業の補助金の金額を査定し、資金を支給する。資金の支給は国庫集中支給制度の関連規定に従って行う。

第二十五条 環境保護部、税務総局、税関総署等関連部門は、中央政府系基金予算編成の基準に基づき、年度基金支出予算を編成し、財政部に提出して審査を受けるものとする。

財政部は予算管理規定に基づいて基金支出予算を審査し、回答を関連部門に通知するものとする。

第二十六条 基金支出は政府収支分類科目の 211 類 61 項「廃棄電器・電子製品処理基金

支出」(新規追加)として分類する。

第四章 監督管理

第二十七条 電器・電子製品の生産者、輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人は、それぞれ国家税務局と税関に対し、電器・電子製品販売と輸入の基本データ及び状況を報告し、規定に従って基金の納付を申請し、積極的に国家税務局と税関の監督検査を受けること。

第二十八条 処理企業は、規定に従って廃棄電器・電子製品のデータ情報管理システムを構築して、廃棄電器・電子製品の受理、貯蔵及び処理、解体部品の出入庫及び販売並びに最終廃棄物の出入庫及び処理等の情報を追跡できるよう記録し、廃棄電器・電子製品の処理企業内部における運営の流れを全面的に可視化し、廃棄電器・電子製品の回収と分解処理の基本データ及び状況を事実通りに環境保護等主管部門に報告するものとする。

第二十九条 処理企業の基金補助金申請の関連資料及び廃棄電器・電子製品の回収と解体処理状況を記録した原始伝票は、今後の調査のために適切に保存するものとする。保存期間は5年以上とする。

第三十条 環境保護部と各省(区、市)の環境保護主管部門は、基金補助金審査制度を構築・整備し、データシステムによる照合、書類審査、実地検査等により、廃棄電器・電子製品解体処理の環境保護検査と数量審査を強化し、粉飾・虚偽報告による資金横領などの発生を防止するものとする。

第三十一条 財政部は、環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部と共に、廃棄電器・電子製品の回収処理と生産販売をリアルタイムに監視する情報管理システム(以下「監視システム」と称す)を構築する。

処理企業と電器・電子製品生産者は、関連部門と協力し、監視システムの構築するものとする。処理企業が構築した廃棄電器・電子製品データ情報管理システムは、監視システムと連動していること。電器・電子製品生産者は、監視システム構築の要求に従って、企業情報を登録し、電器・電子製品生産販売状況を報告するものとする。

第三十二条 財政部、審計署、環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部、税務総局、税関総署は、職責に基づき、基金の納付及び使用状況の監督・検査に力を入れ、基金にかかる違法行為に対し法に基づいて処理・処罰を行うものとする。

第三十三条 関連の業界団体は、環境保護主管部門と財政部門が廃棄電器・電子製品解体処理の種類及び数量の審査作業を適切に行えるよう協力するものとする。

第三十四条 環境保護部及び各省（区、市）の環境保護主管部門は、それぞれ全国及び当該地区の処理企業が解体処理する廃棄電器・電子製品及び基金補助金の受領状況を公開し、公衆の監督を受けなければならない。

いかなる機関及び個人も、基金の納付及び使用における法律・法規違反について、これを監督し告発する権利を有する。関連部門は職責に基づき、分担して機関及び個人から告発または訴えのあった問題を調査し、処理するものとする。

第五章 法的責任

第三十五条 機関及び個人が以下の状況のいずれか一つに該当する場合、「財政違法行為処罰処分条例」（国務院令第 427 号）及び「行政事業系費用徴収及び罰金収入の収支にかかる二本立て管理規定の違反に対する行政処分暫定規定」（国務院令第 281 号）等の法律法規に基づいて処理、処罰、処分を行う。犯罪を構成するものについては、法に基づき刑事責任を追求する。

（一）国務院の承認または許可を得ずに、みだりに基金を減免または基金の徴収範囲、対象、基準の変更を行った場合。

（二）虚偽の報告または不正な手段によって基金補助金を詐取した場合。

（三）基金を滞らせる、留保する、流用するなどした場合。

（四）その他政府系基金管理規定に違反する行為。

処理企業に第一項第（二）号の行為があった場合、基金補助金の給付資格を取り消し、あわせて社会に公表する。

第三十六条 電器・電子製品生産者が基金徴収管理規定に違反した場合、国家税務局が税収違法行為に照らして行政処罰を加える。輸入電器・電子製品の荷受人またはその代理人が基金徴収管理規定に違反した場合、税関が関税違法行為に照らして行政処罰を加える。

第三十七条 基金の徴収及び使用管理関連部門の担当者が本弁法の規定に違反し、基金徴収と使用管理作業において職権濫用、職責軽視、私利を得るための不正行為があり、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法に基づき処分を加える。

第六章 附 則

第三十八条 本弁法は、財政部、環境保護部、国家発展改革委員会、工業情報化部、税務総局、税関総署が解釈に責任を負う。

第三十九条 本弁法は、2012年7月1日より施行する。

別紙

1. 電器・電子製品生産者に対し基金を徴収する製品の範囲と徴収基準
2. 輸入電器・電子製品に対し基金徴収が適用される商品の名称、税関税則号列及び徴収基準（2012年版）